

農業の再生に関する意見

平成 23 年 11 月 16 日
全国市長会 経済委員会
農業政策等を考える小委員会

我が国の農業は、農業従事者の減少・高齢化、農業所得の減少、農村の崩壊など危機的な状況にあることから、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整えるとともに、安全な食料を安定的に供給するための食料自給率の向上や農業の有する多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるようにする必要がある。

このような状況の中、政府においては、『食と農林漁業の再生実現会議』を設置し、昨年末から「高いレベルの経済連携の推進と我が国の食料自給率の向上や国内農業・農村の振興とを両立させ、持続可能な力強い農業を育てるための対策を講じる」ことを目的として議論を重ねてきたところであるが、本年3月に東日本大震災が発生し、農林漁業に甚大な被害をもたらした。大震災後、8か月が経過しようとしているが、被災地の復旧・復興は進んでおらず、原発事故が今もなお収束していないことから、被災地を中心に農林漁業者は営農・操業に大きな不安を抱えている。

また、東日本大震災を機に、全国で産業の空洞化は深刻化しており、地域経済も深刻な影響を受けている。

こうした中、平成 24 年度農林水産予算概算要求では、農業者戸別所得補償制度の所要額は前年度同額が計上されているものの、民主党、自民党及び公明党は平成 24 年度以降の同制度のあり方について必要な見直しを検討することで合意した。しかし、未だ具体的な見直しが明らかにされておらず、今後の制度のあり方が不透明である。

また、経済連携協定等については、日本農業や国民生活に与える影響が懸念されており、とりわけ被災地東北の基幹産業である農業分野においても大きな影響を及ぼすことから、喫緊の課題である農業農村整備や食料自給率の向上などに支障が生じないように最大限の配慮をすべきである。

よって、政府においては、農業と地域を再生させ、農村に暮らす人々が将来に向けて明るい展望を持って生きていける環境を作るべく、以下の事項を含め地域の実情を十分勘案し、農業の再生に向けた取組を進めるよう強く求めるものである。

1. 東日本大震災からの復旧・復興

- (1) 東日本大震災を踏まえ、災害被害からの早期復旧・復興を図るため、農地の復旧スケジュールと復旧までに必要な措置についての基本的な考え方を示した「農業・農村の復興マスタープラン」が効果的に実施されるよう必要な予算を確保すること。
- (2) 原子力発電所事故により多大な被害を受けた農業・農村の復興の観点から、安全な農畜産物の供給、迅速な損害賠償、風評被害の防止等の農家に対する経営再建支援に取り組むこと。
また、長期的な視点で安全な農畜産物を安定的に供給していくため、放射線量測定や関連する検査等については、国の責任において確実に実施すること。
- (3) 放射性汚染や塩害などにより被災した農地については、我が国の食料供給基地としての重要な役割を担っていることから、今後の復旧・復興に向け適切に対応すること。
特に、被災した農地及び農業施設の復旧については全額国費で行うなど、復旧のための速やかな支援を行うこと。
- (4) 食品衛生法による暫定規制値については、食の形態に応じ、きめ細かく、かつ科学的根拠に基づく新たな数値に見直すとともに、農産物の出荷停止等の解除基準の見直しを行うこと。

2. 農業者戸別所得補償制度

- (1) 本年4月から本格実施された農業者戸別所得補償制度については、農業経営の安定と国内生産力の確保に資するものであることから、農業者が安心して持続的に農業経営に取り組めるよう関係法令を整備するとともに、必要な財源を確保すること。
- (2) 野菜、果樹、茶については、従業者の減少・高齢化、所得の激減など危機的な状況にあることから、新たに助成対象とするよう事業の充実強化を図ること。

(3) 地域が独自に推進してきた振興作物の生産や品質向上の取組などが後退することのないよう、交付単価の設定など地域の実情が反映されるような制度とすること。また、中山間地域等の小規模農家にはメリットが少なく推進が難しいことから、小規模農家にも配慮した制度とすること。

さらに、地域や品目ごとの価格・収入の変動に対するセーフティネット策を講じること。

(4) 新規需要米及び加工用米は、国が責任を持って販路・需要拡大に一層取り組みること。

(5) 農業戸別所得補償の平成 24 年度以降の制度のあり方については、政策効果の検証をもとに、必要な見直しを検討するとされているが、見直しの検討に当たっては制度の多角的な検証を十分に行うとともに、関係者からの意見を踏まえて行うこと。

また、制度の見直しは、作付計画を立案する前までに行うとともに、農業者に対する周知・広報の徹底を図ること。

3. 農業農村整備事業の推進

(1) 農業生産基盤整備及び農村生活環境基盤整備等を計画的かつ円滑に推進するため、農業農村整備に係る諸施策の継続及び拡充並びに財政措置の充実強化を図ること。

また、農業生産基盤及び農村生活環境基盤等の保全管理についても計画的かつ円滑に推進できるよう保全管理に係る制度を拡充するとともに、必要な予算を確保すること。

(2) 頻発する災害に対する備えを強化し、安全で快適な農村をつくるため、農地と農業用施設の防災対策の充実強化を図ること。

4. 6次産業化の推進

持続可能な力強い農業を育てるため、農業・農村の6次産業化を促進するための支援措置の拡充を図ること。

5. 担い手の確保対策の推進

農業生産を支える認定農業者及び集落営農組織等の担い手を確保するため、農地利用集積や経営規模拡大等の支援策を講じること。さらに、土地利用型農業において円滑な経営移譲が可能となるよう農業後継者向けの支援策を強化すること。

また、学校教育における農業キャリア教育の推進や農業専門学校を増設、農業生産法人への就職支援など各省庁が連携し必要な措置を講じること。

6. 経済連携協定等のあり方に係る適切な対応

(1) 環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉参加のあり方に関しては、国内の農業に及ぼす影響を十分考慮し、喫緊の課題である震災からの復旧・復興と、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、農業・農村の振興などが損なわれないよう万全の配慮をするとともに、国民に対し詳細な情報を開示し、国民的な合意を得た上で、慎重に対応すること。

また、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」では、農林漁業の再生のための安定財源の確保策や消費者負担から納税者負担への移行、直接支払制度改革等の具体的な方策は今後検討するとされていることから、実効性のある対策を早期に明らかにするとともに、農業関連施策の一層の充実を図り、持続可能な力強い農業を確立すること。

(2) WTO農業交渉等に当たっては、従来の「多様な農業の共存」を基本理念として、非貿易的関心事項への配慮など日本提案の実現を目指し、上限関税設定の導入の阻止、重要品目の数の十分な確保など適切な国境措置を確保すること。

(3) 経済連携協定（EPA、TPPを含む）や自由貿易協定（FTA）交渉においては、国内の農業や地域経済に及ぼす影響を踏まえ、米・小麦・乳製品等の重要品目を関税撤廃の対象から除外すること。

7. 鳥獣被害防止対策の推進

(1) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、鳥獣被害緊急総合対策を平成24年度以降も継続的な制度とするとともに、駆除・防除対策等に関する

る財政支援の充実を図ること。

また、捕獲鳥獣を地域資源として活用した製品の生産及び流通に対する支援措置を講じること。

(2) 野生鳥獣による農林作物の被害が激増しているため、森林の生態系等環境問題とも連携した駆除・防除対策の調査研究を行うとともに、省庁間を超える横断的な体制を構築し、根本的かつ効果的な被害防止対策を講じること。

また、高齢化等による鳥獣捕獲従事者の減少に対応するため、狩猟制度及び関係法令の見直しを行うとともに、狩猟者の負担軽減等、捕獲の担い手を確保するために必要な措置を講じること。